

あびら移住暮らし推進協議会規約

制定 令和4年6月30日

(名称)

第1条 この協議会は、あびら移住暮らし推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場内に置く。

2 協議会は、前項のほか、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 協議会は、官民の連携により、安平町への移住交流の推進や関係人口との新しいつながりづくり（以下「移住交流等」という。）を展開し、「移住者と町民」の「交流と協働」を通じた地域コミュニティ機能の維持・向上や持続的な地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 移住交流等の促進に係るPR活動の実施
- (2) 移住交流等の促進に係る情報の収集
- (3) 官民が連携して移住交流等を促進するための体制の構築
- (4) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業及び活動

2 協議会は、前項に関する業務の一部を第5条に規定する会員に委託して実施することができる。

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる団体の構成員をもって組織する。

- (1) 安平町
- (2) 安平町商工会
- (3) 安平町社会福祉協議会
- (4) 安平建設協会
- (5) 一般社団法人あびら観光協会
- (6) 一般社団法人ENTRANCE
- (7) JAとまこまい広域早来支所
- (8) JAとまこまい広域追分支所
- (9) NPO法人ココ・カラ
- (10) NPO法人とあさ村
- (11) NPO法人はやきた子どもの遊び場づくりネットワーク
- (12) NPO法人アビースポーツクラブ
- (13) NPO法人ポラーナ
- (14) NPO法人生活支援の会ねこのて
- (15) NPO団体コミュニティシンクタンクいんくるらぼ
- (16) おいわけ遊び場O!en隊
- (17) その他協議会において必要と認めた機関及び団体

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名以内

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求が

あつたとき。

- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有し、重複は認めない。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針、実施計画等に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(幹事会の構成等)

第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び第5条第1項に掲げる団体の構成員をもって組織する。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、安平町政策推進課に事務局を置く。

2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長、その他必要な局員を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

5 事務局長は、あびら移住暮らし推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びにあびら移住暮らし推進協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿
(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 安平町からの交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 協議会の事務に要する経費は、安平町からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、すみやかに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかななければならない。

(解散)

第31条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体又は安平町に寄附するものとする。

(細則)

第32条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年6月30日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

4 協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。